

◇◇登別市男女共同参画基本計画◇◇

のぼりべつ・はあもにいプラン21

第2次実施計画

(平成18年度～平成20年度)

事業計画年度別

登 別 市

<市民生活部市民サービスグループ>

◇ 目 次 ◇

1. 実施計画の基本的な考え方

- (1) 実施計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 実施計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 実施計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 男女共同参画基本計画の体系別

目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の実現・・・・・・・・・・ 3

基本的施策1 意識変革のための普及啓発活動の推進・・・・・・・・ 3

基本的施策2 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進・・・・ 4

基本的施策3 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止・・・・・・ 5

目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することが社会の実現・・・・ 6

基本的施策1 政策・方針決定の場への参画の促進・・・・・・・・・・ 6

基本的施策2 地域活動における男女共同参画の促進・・・・・・ 6

基本的施策3 家庭における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・ 7

基本的施策4 国際交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現・・・・・・・・・・ 8

基本的施策1 女性が安心して働き続けることのできる社会の実現・ 8

基本的施策2 女性の職業能力の開発向上・再就業の促進・・・・・・ 9

目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現・・・・ 10

基本的施策1 全ての人々が健康で安心して暮らせる環境の整備・・・・ 10

基本的施策2 子育て支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 市における推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2 市民による推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1. 実施計画の基本的な考え方

(1) 実施計画策定趣旨

この実施計画は、登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21）の着実な推進を図ることを目的に、今後3カ年における具体的な事業等を明らかにし、施策の計画的な実行と適切な進行管理を図るため「登別市男女共同参画社会づくり推進会議」の意見を反映しながら策定したものです。

(2) 実施計画の期間

この実施計画は、平成18年度から平成20年度までを計画期間とし、登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21）第2次実施計画と称します。

(3) 実施計画の推進

・実施計画の推進にあたっては、事務事業評価調書により、毎年度、計画に掲載した主要事業の進捗状況や達成状況を検証し、計画の適切な進行管理に努めます。

・この計画の運用にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に適切に対応するため、毎年度ローリングシステムにより見直しを図るものです。

目標 I 男女の人権が尊重される社会の実現

基本的施策 1 意識変革のための普及啓発活動

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 情報収集・提供の推進
- (3) 実態調査の実施
- (4) 市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
1. 意識変革のための普及啓発活動				
(1) 広報・啓発活動の充実	①男女共同参画の啓発 ②男女共同参画情報コーナーの充実 ③男女共同参画週間におけるパネル展開催 ④市職員出前フリートークの開催 ⑤情報紙「アンダンテ」の発行 ⑥小学4年生向け啓発冊子の発行 ⑦講演会、学習会、ビデオ鑑賞会の開催（市主催・市民団体との共催・町内会単位） ⑧ホームページの充実 ⑨広報のぼりべつの活用（年1回特集掲載）	◆	◆	◆
(2) 情報収集・提供の推進	①啓発用ビデオの活用促進 ②男女共同参画情報コーナーの充実<再掲>	◆	◆	◆
(3) 実態調査の実施	①企業や各種団体の女性の参画状況調査 ②アンケート調査の実施	◆	◆	◆
(4) 市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備	①市民団体の事業支援 ②活動拠点のあり方について検討	◆	◆	◆

基本的施策2 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進

- (1) 家庭における男女平等の推進
- (2) 学校における男女平等の推進
- (3) 保育所や幼稚園等における男女平等の推進
- (4) 生涯学習や社会教育における男女平等の推進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
2. 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進				
(1) 家庭における男女平等の推進	①家庭教育学級への情報提供 ②情報誌や広報紙による啓発	◆	◆	◆
(2) 学校における男女平等の推進	①人権教育等の理解を深める図書の購入 ②小学校の家庭科授業の男女共修 ③中学校の技術科、家庭科の男女共修 ④教職員への男女共同参画に関する情報提供や人権教育研修への参加促進 ⑤性教育の充実促進 ⑥性教育の教材や指導内容の充実	◆	◆	◆
(3) 保育所や幼稚園における男女平等の推進	①登別市私立幼稚園協会への情報提供 ②市立保育所への情報提供 ③保育士や教諭、保護者への研修機会のPR	◆	◆	◆
(4) 生涯学習や社会教育における男女平等の推進	①家庭教育学級への情報提供<再掲> ②婦人短期大学、ときめき大学への意識啓発と講座開催のための情報提供 ③3市合同女性国内派遣研修 ④婦人活動振興助成金（登婦連） 「登婦連解散のため、平成19年度廃止。」 ⑤女性資料や図書の充実 ⑥市民マイプラン講座による支援	◆	◆	◆
		◆	廃止	廃止
		◆	◆	◆
		◆	◆	◆

基本的施策3 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止

(1) 女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進

(2) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
3. 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止				
(1) 女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進	①DVに関する相談業務担当職員研修	◆	◆	◆
	②DVに関する地域住民対象研修会	◆	◆	◆
	③民間シェルター運営補助	◆	◆	◆
	④DV被害者に対する相談の充実	◆	◆	◆
	⑤関係機関との連絡調整業務	◆	◆	◆
	⑥情報紙「アンダンテ」での啓蒙、啓発	◆	◆	◆
	⑦ホームページの充実	◆	◆	◆
(2) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	①情報紙「アンダンテ」での啓蒙、啓発	◆	◆	◆
	②セクハラ防止のためのパンフレット発行	◆	◆	◆
	③労働基本調査による実態調査 「平成18年度より隔年実施」		◆	
	④相談窓口の充実	◆	◆	◆

目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

基本的施策1 政策・方針決定の場への参画の促進

- (1) 各種審議会等への女性の登用の促進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
1. 政策・方針決定の場への参画の促進				
(1) 各種審議会等への女性の登用の促進	①審議会等委員の公募の推進	◆	◆	◆
	②審議会等委員の女性の登用実態調査（女性委員の実数登用率の併記）	◆	◆	◆
(2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	①3市合同女性国内派遣研修<再掲>	◆	◆	◆
	②審議会等委員の公募の推進<再掲>	◆	◆	◆

基本的施策2 地域活動における男女共同参画の促進

- (1) 地域社会における男女平等の意識づくりの促進
- (2) 地域活動に参画できるための環境整備の促進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
2. 地域活動における男女共同参画の促進				
(1) 地域社会における男女平等の意識づくりの促進	①町内会やPTA連合会への情報紙提供（講演会などの開催も含む）	◆	◆	◆
	②仕事と育児両立支援事業（ファミリーサポートセンター）	◆	◆	◆
(2) 地域活動に参画できるための環境整備の促進	③婦人活動振興助成金（登婦連）<再掲> 「登婦連解散のため、平成19年度廃止。」	◆	廃止	廃止
	④市民マイプラン講座による支援<再掲>	◆	◆	◆

基本的施策3 家庭における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活への男性の参画促進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
3. 家庭における男女共同参画の促進				
(1) 家庭生活への男性の参画促進	①婦人センター運営事業（男性の料理教室）	◆	◆	◆
	②情報誌や広報紙による啓発<再掲>	◆	◆	◆
	③家庭教育学級への情報提供<再掲>	◆	◆	◆

基本的施策4 国際交流の推進

(1) 先進的な国との交流促進

(2) 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
4. 国際交流の推進				
(1) 先進的な国との交流	①中学生海外派遣事業参加者へのアンケートの実施（平成18年度より市職員引率廃止）	◆	◆	◆
	②国際交流推進事業（受け入れ支援として、登別デンマーク協会へ補助金を出していたが、平成18年度より廃止）	◆	◆	◆
(2) 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進	①国際理解講座（男女共同参画に関する情報交換等）	◆	◆	◆

目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現

基本的施策 1 女性が安心して働き続けることができる社会の実現

- (1) 男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進
- (2) パートタイム労働者の権利確保のための環境整備
- (3) 農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
1. 女性が安心して働きつ続けることができる社会の実現				
(1) 男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進	①企業等への情報提供（労働関係法の周知、啓発） ②労働基本調査の実施（隔年実施） ③労働基本調査項目の充実（隔年実施） ④労働相談事業の実施	◆	◆	◆
(2) パートタイム労働者の権利確保のための環境整備	①企業等への情報提供（労働関係法の周知、啓発） ＜再掲＞ ②ハローワークとの連携による求人情報提供 ③労働基本調査の充実（隔年実施）＜再掲＞ ④労働基本調査項目の充実（隔年実施）＜再掲＞ ⑤労働相談事業の実施＜再掲＞	◆	◆	◆
(3) 農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進	①農業経営者へ家族経営協定の情報提供 ②酪農ペルパー事業運営補助金 ③農業や漁業従事者への情報提供 ④商工会議所、JA、漁組への情報提供	◆	◆	◆

基本的施策2 女性の職業能力の開発向上・再就業の促進

(1) 就業に関する能力開発のための環境整備の促進

(2) 女性の再就業に関する情報の提供

(3) 起業家を目指す女性への支援

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
2. 女性の職業能力の開発向上・再就業の促進				
(1) 就業に関する能力開発のための環境整備の促進	①就業における図書の充実 ②職業訓練校実施事業の紹介	◆	◆	◆
(2) 女性の再就業に関する情報の提供	①婦人センター運営事業（再就職準備講座） ②ハローワークとの連携による求人情報提供<再掲> ③母子家庭等自立支援事業（常用雇用転換奨励給付金） ④母子家庭等自立支援事業（自立支援教育訓練給付金） ⑤母子家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金） ⑥労働相談事業の実施<再掲>	◆	◆	◆
(3) 起業家を目指す女性への支援	①起業家に関する制度の周知 ②男女共同参画情報コーナーの充実<再掲>	◆	◆	◆

目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

基本的施策 1 全ての人々が健康で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 女性の健康づくりのための意識の啓発の促進
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及促進
- (3) 全ての人々が安心して暮らせる介護体制の整備
- (4) 総合的な環境保全対策の推進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
1. 全ての人々が健康で安心して暮らせる環境の整備				
(1) 女性の健康づくりのための意識の啓発の促進	①乳幼児医療費助成事業 ②ひとり親家庭等医療費助成事業 ③母と子の健康づくり事業（マタニティ編） 健やか親子教室（マタニティ編）を、すこやかマタニティ教室に事業変更。 ④母と子の健康づくり事業「幼児歯科保健対策・乳児健康診査・1歳6ヶ月健康審査・母子栄養管理・妊婦健康診査・3歳児健康診査・母子訪問指導・健やか親子教室（赤ちゃん編）」 健やか親子教室（赤ちゃん編）は、「あそびの広場」に統合のため、平成19年度廃止。 ⑤老人保健事業（健康手帳・健康教室・健康相談・健康診査女性対象＝子宮ガン・乳がん検診） ⑥女性のための健康診査（基本健康診査・骨密度検査） ⑦男性のマタニティ編（妊婦体験） ⑧HIV/エイズに関するパンフレットによる啓発	◆	◆	◆
(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及促進	①職員研修の実施 ②女性のための健康診査＜再掲＞ ③母と子の健康づくり事業（マタニティ編）＜再掲＞ 健やか親子教室（マタニティ編）を、すこやかマタニティ教室に事業変更。 ④男性のマタニティ編（妊婦体験）＜再掲＞	◆	◆	◆
(3) 全ての人々が安心して暮らせる介護体制の整備	①福祉サービスや介護体制の整備充実 ②介護相談窓口の充実（市役所介護保険窓口の他に、18年度市内3箇所に地域包括支援センターを設置） ③介護及び介護予防に関する地域支援事業の推進	◆	◆	◆
(4) 総合的な環境保全対策の推進	①環境講演会の開催、環境保全市民会議での啓蒙活動 ②資源回収活動、リサイクル講演会の実施 ③二酸化炭素削減に関する啓蒙 ④公害防止対策施策の推進	◆	◆	◆

基本的施策2 子育て支援体制の充実

- (1) 保育サービスの環境整備の促進
- (2) 仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備
- (3) 子育てに関する相談支援体制の整備

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		18	19	20
2. 子育て支援体制の充実				
(1) 保育サービスの環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①休日保育 ②一時保育 ③普通保育所運営管理経費 ④へき地保育所運営管理経費 ⑤保育所広域入所経費 ⑥障がい児保育経費 ⑦保育所施設整備事業費 ⑧保育所特別保育事業実施経費（交流事業・あそびの広場・延長保育・乳児保育） 	◆	◆	◆
(2) 仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①子育てのための情報提供（事業や法律、制度など） ②仕事と育児両立支援事業（ファミリーサポートセンター）＜再掲＞ ③児童館・児童センター運営経費 （平成19年4月より、登別温泉公民館に児童室を新設。） ④こどもショートステイ事業 ⑤病院内等保育事業補助金（平成19年度より廃止） ⑥放課後児童クラブ運営事業 ⑦事業所への男性社員の育児休暇等の促進 ⑧男性の育児・介護休暇取得の啓発 	◆	◆	◆
(3) 子育てに関する相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①産後子育てママへのヘルパー派遣事業 ②子育て支援センター運営事業（お父さんの子育て手帳作成事業・せわやき、せわずき隊推進事業・移動子育て支援センター事業・子育て啓発週間事業・子育て相談、育児サークル支援事業・子育てサポーター及び地域ボランティアの育成事業・子育て講座・お父さんの子育て広場・保育所開放事業） ③家庭児童相談室、母子自立支援員経費 ④障がい児者の就労の促進（障がい児タイムケア事業）（平成18年10月～） ⑤公園整備事業 	◆	◆	◆

計画の推進体制

【取り組み内容】

取り組み内容	取り組み事項	事業計画年度		
		18	19	20
1. 市における推進体制の整備	①男女共同参画推進本部の開催	◆	◆	◆
	②男女共同参画推進庁内連絡会議の開催	◆	◆	◆
	③男女共同参画推進部会設置の開催	◆	◆	◆
	④庁内LANによる情報提供	◆	◆	◆
	⑤職員研修の実施<再掲>	◆	◆	◆
2. 市民による推進体制の整備	①登別市男女共同参画社会づくり推進会議の開催	◆	◆	◆
	②「推進会議」構成団体への情報提供	◆	◆	◆
	③「推進会議」との共同事業の開催（座談会等）	◆	◆	◆
	④のぼりべつ男女平等参画懇話会、3市合同女性国内派遣研修参加者の会「プラタナス」との連携と活動支援	◆	◆	◆